

春の全国交通安全運動

平成24年4月6日(金)~4月15日(日)

運動の基本 → 子どもと高齢者の交通事故防止



「交通安全意識を高める日」4月6日(金)

「交通事故死ゼロを目指す日」4月10日(火)

平成24年度 春の全国交通安全運動 重点項目

運動の基本

子どもと高齢者の交通事故防止

少子化が進む中、次代を担う子どものかけがえのない命を社会全体で交通事故から守ることが重要であること、また、交通事故死者数全体の約半数を高齢者が占める交通事故情勢に的確に対処するため、「子どもと高齢者の交通事故防止」を運動の基本とするほか、次の重点を定める。

1 自転車の安全利用の推進（特に、自転車安全利用五則の周知徹底）

※ 平成23年の人身事故に占める自転車関連事故の割合



中でも 交差点付近での出会い頭の事故が
半数以上を占めています



自転車による違反と罰則 甘く見てませんか？

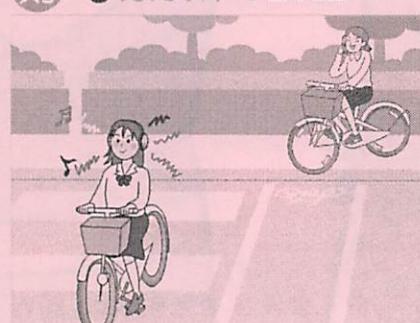
信号無視・一時不停止

罰則 3ヶ月以下の懲役
又は5万円以下の罰金



携帯電話操作・ 大音量で音楽等を聴取

罰則 5万円以下の罰金



夜間の無灯火運転

罰則 5万円以下の罰金



二人乗り運転

罰則 2万円以下の罰金、科料



歩道上での歩行者妨害

罰則 2万円以下の罰金、科料



飲酒運転

罰則 5年以下の懲役又は
100万円以下の罰金



自転車安全利用5則

(平成19年7月10日交通対策本部決定)

自転車は、
車道が原則
歩道は例外

車道は
左側を通行

歩道は
歩行者優先で、
車道寄りを徐行

安全ルール
を守る

子どもは
ヘルメット
を着用

●万が一に備え、自転車保険への加入をお勧めします

自転車が加害者となる交通事故では、次のように高額な損害賠償を求められる事例も出ております。

これらの事故の補償に備えるためにも、また被害者保護の観点からも、各種任意の自転車保険へ加入しましょう。



2 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底



3 飲酒運転の根絶

飲酒運転は絶対に許してはならない重大な犯罪です！

飲酒運転追放「三ない運動」

- ・酒を飲んだら車を運転しない
- ・運転するときは酒を飲まない
- ・運転する人には酒を飲ませない

ハンドルキーパー運動

自動車で飲食店等へ行く場合に、お酒を飲まない人を決め、その人が仲間を自宅まで送り届けましょう。



4 夕暮れ時の交通事故防止

夕暮れ時は、日没により視認性が低下することなどから、車両は早めのライト点灯を心がけましょう。

早めのライト点灯推奨時間

- ・4~9月 午後5時
- ・10~3月 午後4時



〈春の全国交通安全運動 推進機関団体（順不同）〉

尼崎市

尼崎南・東・北警察署

(社)尼崎自家用自動車協会

尼崎市教育委員会

尼崎中央・東・西・北交通安全協会

尼崎市市民運動推進委員会

市役所交通安全課の組織が変わります(4/1より)

これまでの都市整備局交通安全課が
平成24年4月1日より、次のとおり組織改正されます。

交通安全の教育・啓発事業など

駐輪場の管理・放置自転車の撤去など

総務局生活安全課

都市整備局放置自転車対策担当

困ります！自転車置き去り 知らんぷり



道路上に置かれた放置自転車は 様々な問題を引き起こします。

特に、人や車が多く集まる駅周辺の放置自転車は、安全な通行の妨げになるばかりでなく、街の美観を損ねる原因となり、さらには事故や災害時の対応にも支障をきたします。

自転車の放置は絶対にやめましょう！



◎放置自転車は撤去します

駅前周辺の放置禁止区域内の放置自転車は撤去します

【返還費用】

自転車：2,500円 原付：5,000円

※撤去後、1ヶ月を過ぎた自転車は処分します

JR尼崎駅で撤去した原付の保管場所が4月から変更になります

◎ 平成24年3月までの撤去 → 山幹保管所 (久々知2丁目28番)

◎ 平成24年4月以降の撤去 → 名月保管所 (久々知西町1丁目12番)

※撤去された自転車・原付に関する問合せはコールセンター(06-6375-5639)まで

尼崎市放置自転車対策担当